

平成 18 年 3 月

事業者各位

高所作業車運転技能講習のご案内

建設業労働災害防止協会島根県支部

労働者を作業床の高さが 10m 以上の高所作業車の運転（道路上を走行する運転を除く。）の業務につかせる時は、労働安全衛生法に基づき都道府県労働局長が登録する登録教習機関が実施した、運転技能講習を修了した者等資格を有するものでなければならないことになっています。したがって、無資格者を運転業務につかせることはできません。

このため、当支部（島根労働局登録教習機関登録番号 第 1 号）では、標記技能講習を下記により実施することといたしましたので、有資格者が必要な場合は、この機会にぜひ受講させられますようご案内いたします。

記

1. 受 講 資 格

大型特殊、大型又は普通自動車免許（原動機に関する知識）を有する者であれば、性別・経験は問いません。

ただし、建設業法施行令第 27 条の 3 の建設機械施工技術検定に合格した者、及びフォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用及び解体用）又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者は、自動車免許のない方でも受講できます。

2. 講習の日時・場所等

(1) 学科講習

①出雲会場

講 習 日 平成 18 年 5 月 8 日

場 所 出雲市今市町 971 パルメイト出雲（定員 100 名）

科目及び時間割	一 般 知 識	2 時間	8 : 50 ~ 10 : 55
	構 造 ・ 取 扱	5 時間	11 : 00 ~ 17 : 05
	関 係 法 令	1 時間	17 : 10 ~ 18 : 10
	修 了 試 験	1 時間	18 : 15 ~ 19 : 15

（休憩は 1 時間おきに 5 分間、昼休憩は 12 : 00 ~ 12 : 50 の 50 分間です）

午前 8 時 20 分から受付け、8 時 50 分開講です。

※講習時間は法令により定められているので、遅刻は認められません。時間にゆとりを持ってお出かけ下さいますようお願いいたします。

②松江会場

講 習 日 平成 18 年 6 月 19 日

場 所 松江市西嫁島 1-3-17 島根県建設業会館（定員 100 名）

科目及び時間割 出雲会場に同じ

(2) 実技講習

講習日 当支部において指定した日。

（出雲会場は 5 月 9 日以降、松江会場は 6 月 20 日以降数日間のうち指定した日）

場 所 八東郡宍道町白石 株式会社原商

時間割 作業装置の操作 3時間 9:00～12:00

昼 休 憩 1時間 12:00～13:00

作業装置の操作 3時間 13:00～16:00

修 了 試 験 1時間40分 16:00～17:40 (一人当たり標準時間10分、班10人として)

3. 学科講習科目の一部免除者

移動式クレーン運転士免許所有者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者は、学科講習のうち「一般知識（2時間）」の免除を受けることができます。（以下「2時間免除者」といいます。）従って、学科講習は午前11時から受講すればよろしいです。

また、2時間免除者は、10:40分頃から受付します。

4. 受 講 料

	受 講 料	テキスト代	計
全科目受講者	35,000 円	1,800 円	36,800 円 (2. (1) の時間割の3科目)
2 時間免除者	33,000 円	1,800 円	34,800 円

5. 申込み締め切り

出雲会場 平成 18 年 5 月 1 日 松江会場 平成 18 年 6 月 12 日

(定員に達し次第締め切りますのでお早目にお申込みください。)

6. 受講申込手続き等

- (1) 受講申込書は当支部又は各分会（建設業協会各支部）にあります。
- (2) 受講申込書に所要事項を記入、押印のうえ、自動車免許の写し、受講料、テキスト代及び写真（上半身 3.5 cm×2.5 cm 以上）を 1 枚添え、当支部又は各分会へ申込んで下さい。なお学科講習の一部免除を受けようとする者は資格を証明するものの写しを添付して下さい。
- (3) 受講申込書は修了者の永久台帳になる重要なものですから明確に記入して下さい。
- (4) 一旦受付けた受講申込書、受講料等は返却いたしません、受講者の変更はかまいません。その場合は、事前に分会へ、遅くとも当日受講申込書を受付に提出して下さい。

7. 修了証の交付

所定の講習時間をすべて受講し、かつ筆記試験及び実技試験に合格した者に対して修了証を交付いたします。（実技講習当日は、必ず修了証の受領印として認印を持参して下さい。）

8. そ の 他

- (1) 筆記用具、ノート、昼食は携行して下さい。（修了試験には筆記用具が必要です。）
- (2) 駐車場は限りがあるので、できるだけ合乗りをお願いします。満車の際はご容赦下さい。
- (3) 講習時間中の電話の呼び出しには応じかねますので、あらかじめ仕事の引継ぎなどはすまして受講して下さい。また、携帯電話もお断りしますので、必ず電源を OFF にして下さい。
- (4) 実技当日は、講習に必要ですので、必ず保護帽、安全靴（無ければ運転靴等、機械の運転に支障のないもの）、作業服、安全帯（お持ちの方のみ）、雨具及び印鑑をご持参下さい。
- (5) 昼休憩の時間は 50 分間しかありませんので、なるべく弁当等を持参して下さい。
- (6) 講習開始時間に遅刻したり、講習途中で抜け出した場合は、棄権とみなし欠席扱いとしますので、充分ご注意下さい。
- (7) 一度納めた受講料は、いかなる場合でも返却いたしません。
- (8) この講習についてのお問い合わせは、当支部（松江市西嫁島 1 丁目 3 番 17-101 号・電話 0852-21-9004）又は各分会（建設業協会各支部）へお願いいたします。